

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 10 月 5 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600191号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る賞与を受け取り、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、賞与が支給されたと主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成21年12月31日に解散し、平成23年9月16日に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役の照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人は、「A社において、賞与は、半期インセンティブという名目で支給されていた。」と回答しているところ、同元代表清算人から提出された請求者に係る資料によると、請求者の請求期間に係る「半期インセンティブ」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された「適用台帳」によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600192号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600085号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る賞与(インセンティブ)を受け取った記憶があるが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、賞与(インセンティブ)が支給された記憶があると主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成21年12月31日に解散し、平成23年9月16日に清算終了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人は、「A社において、賞与は、半期インセンティブという名目で支給されていた。」と回答しているところ、同元代表清算人から提出された請求者に係る資料によると、請求者の請求期間に係る「半期インセンティブ」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された「適用台帳」によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。